

ご存じですか? 労働委員会
～雇用のトラブル まず相談～

労働委員会

労働委員会は、労働組合(労働者)と使用者との
トラブルを解決するための行政機関です。

主な仕事

- 労働争議の調整
- 個別労働関係紛争のあっせん
- 不当労働行為の審査
- 労働組合の資格審査

〈労働委員会は三者構成です〉

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が中立・公平な立場で
トラブル解決のお手伝いをします。



労働者委員
労働組合の
役員など



公益委員
弁護士・
大学教授など



使用者委員
企業経営者や
会社役員など

労働争議の調整

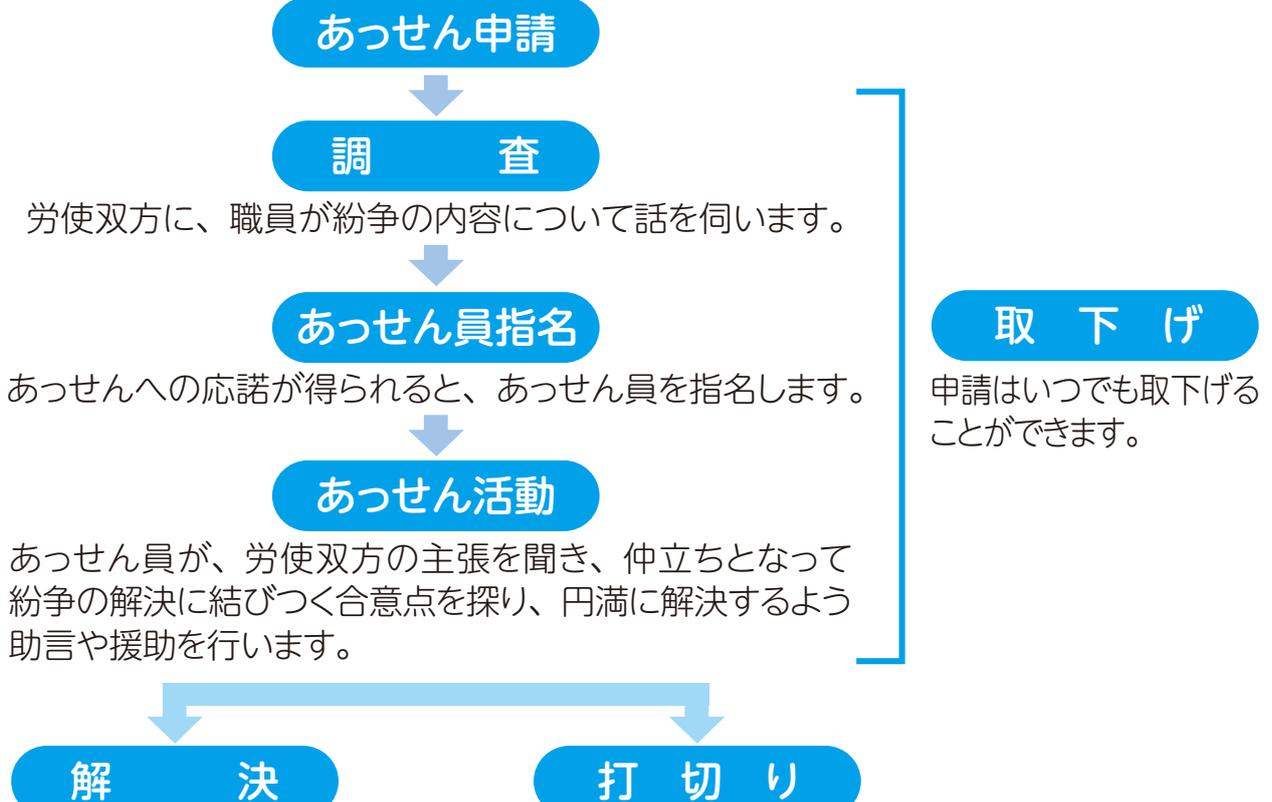
労働組合と使用者との間の労働条件や労使関係に関する紛争について、自主的な解決が困難な場合に、労働委員会が、公平・中立な機関として労使の間に入り、お互いの主張を調整し、紛争解決のために援助します。

労働委員会が行う調整の方法には、あっせん・調停・仲裁がありますが、主にあっせんが利用されています。

調整の種類と概要

	あっせん	調停	仲裁
対象となる申請	●当事者の双方または一方の申請	●当事者双方からの申請 ●労働協約の調停条項に基づく申請 ●公益事業に関する事件につき、当事者の一方からの申請	●当事者双方からの申請 ●労働協約の仲裁条項に基づく申請
進め方	話し合いにより、合意に導く	調停案を作成して、当事者に受諾を勧告する	仲裁裁定を行う 仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する

あっせんの流れ



あっせんを継続することが困難な場合、あっせんを打ち切ります。

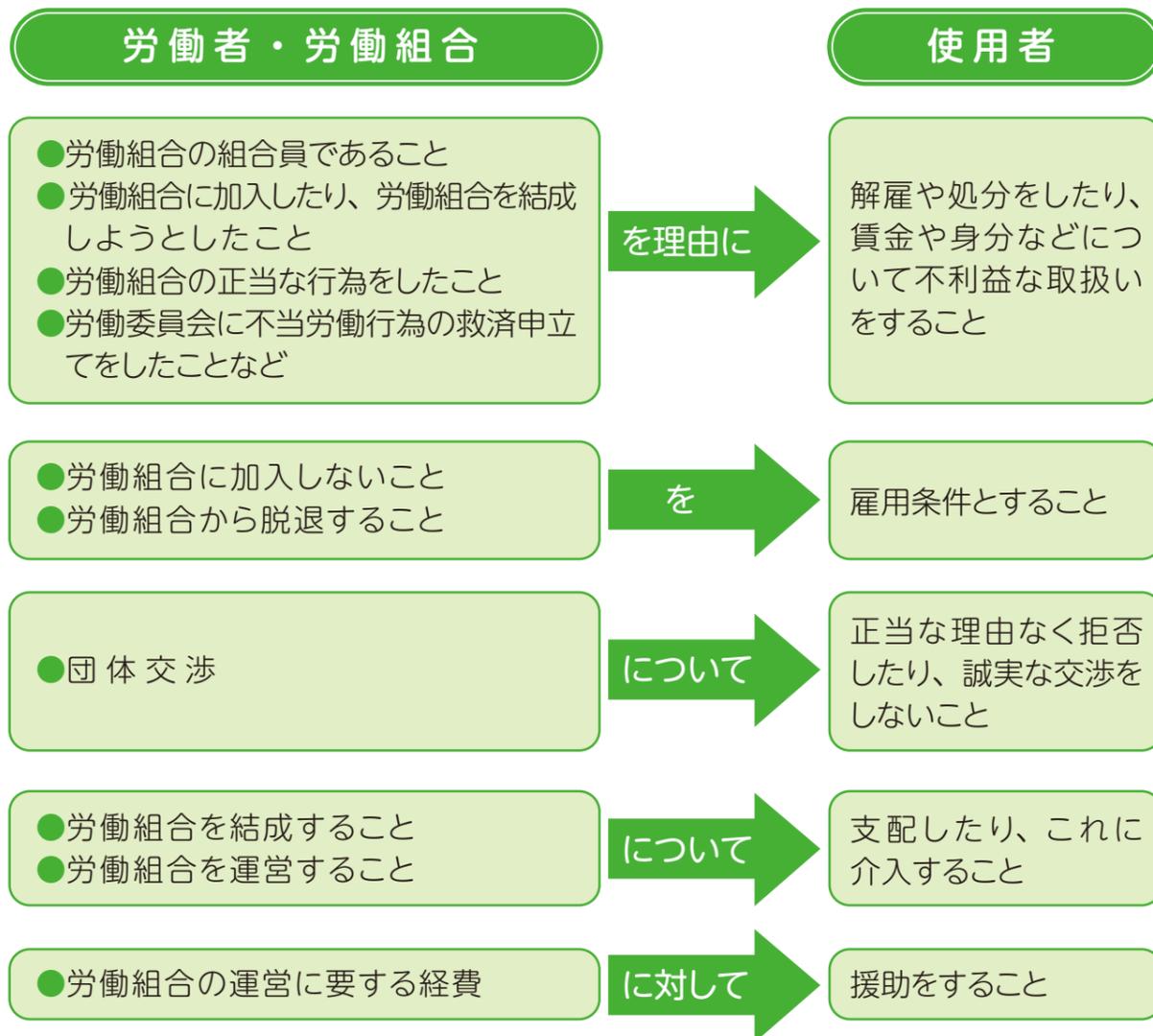
※あっせんの申請から終結までは2~3ヶ月程度かかります。

不当労働行為の審査

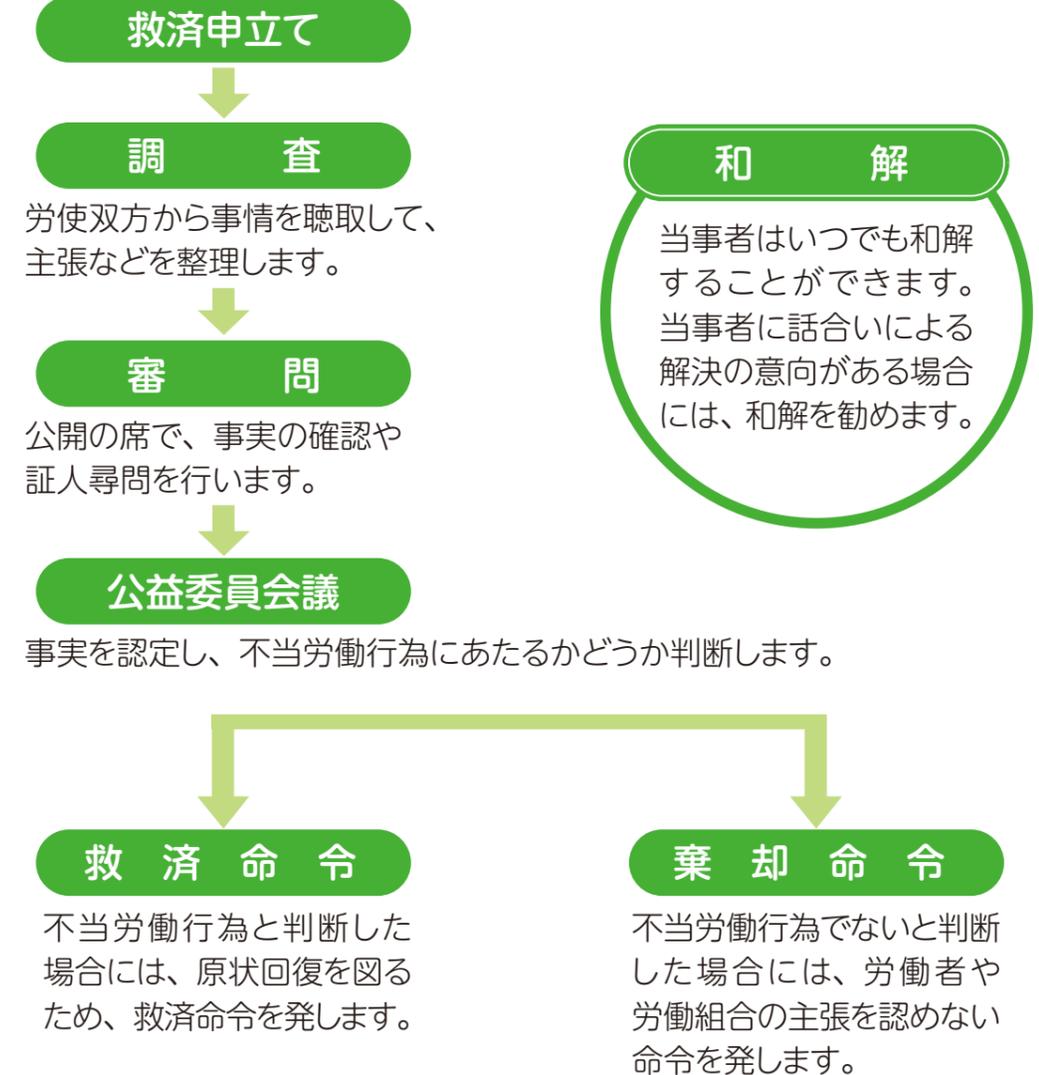
労働委員会は、憲法が保障している労働者の権利を守るため、労働組合法が使用者に禁止している行為（**不当労働行為**）が行われたかどうかを審査します。審査は、労働者や労働組合からの**救済申立て**に基づき行います。

救済申立てができる期間は、使用者の行為があった日から**1年以内**です。

不当労働行為として禁止されている行為



不当労働行為の審査の流れ



労働組合の資格審査

労働委員会は、次のような場合、労働組合が自主的かつ民主的に組織・運営されているかなど、その**資格を審査**することになります。

- (1) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- (2) 法人登記をするために必要な証明書の交付を受ける場合
- (3) 労働者供給事業を行うために必要な許可の手続きをする場合
- (4) 労働委員会の労働者委員を推薦する場合

個別労働関係紛争のあっせん

- 個々の労働者と使用者との間の労使関係に関する紛争について、自主的な解決が困難な場合に、労働委員会が公平・中立な機関として労使の間に入り、当事者双方の話し合いによる解決をお手伝いします。
- あっせんは非公開で、話し合いの秘密は守られます。
- あっせんの利用は無料です。

対象者

- ・県内にある事業所の労働者、または労働者であった方(アルバイトを含む)
- ・県内にある事業所の事業主

対象事案(例)

トラブルの内容	あっせん事項 (被申請者に対する要望)
● 突然、不当な理由で解雇(雇止め)されてしまった。	● 解雇無効を主張して、原職復帰したい。 ● 働けなかった間の収入相当額を会社に支払ってほしい。
● パワハラやセクハラについて、店長に何度も相談したのに、適切に対応してもらえなかった。	● 会社に対し、謝罪と慰謝料を求めたい。
● 採用内定をもらっていたのに、入社直前に内定を取り消されてしまった。	● もうこの会社では働く気はないので、得られるはずだった収入相当額を会社に支払ってほしい。
● 勤務日数(シフト)を一方向的に減らされ、収入が減ってしまった。	● 勤務日数を元に戻してほしい。

このほか、一方向的に賃金引下げがされた、休暇が取れない、配置転換に納得できない など(裁判で係争中の紛争や、実現不可能なことが明らかな紛争等は対象になりません。)

あっせんの流れ

『労働争議の調整』のあっせんと同様です。

栃木県庁舎周辺案内図



労働委員会のご利用は無料です。

手続きなど詳しくは、労働委員会事務局にお問い合わせ下さい。



本物の
出会い
栃木

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県労働委員会事務局

TEL 028-623-3334・3337

FAX 028-623-3338

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k04/work/koyou/roudouinkai/gaiyou.html>

